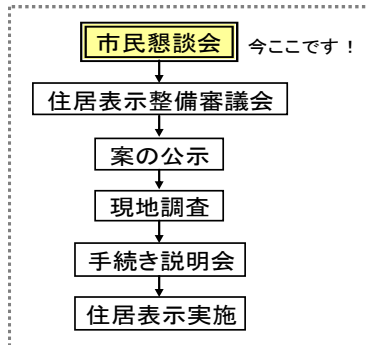
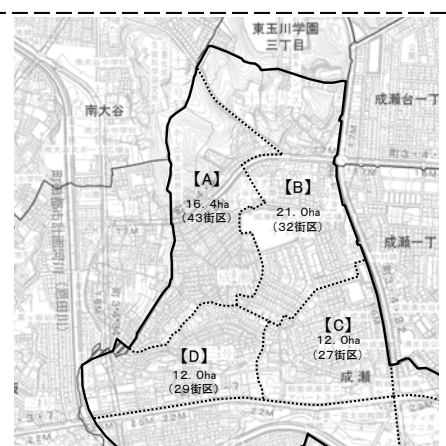
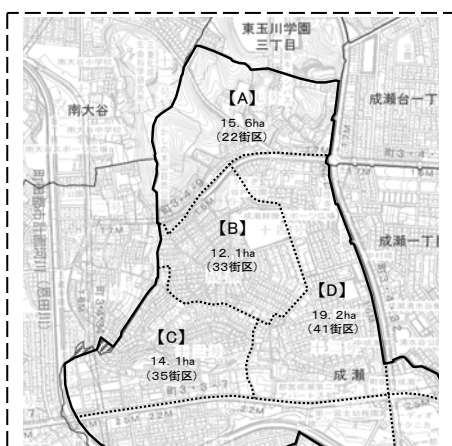
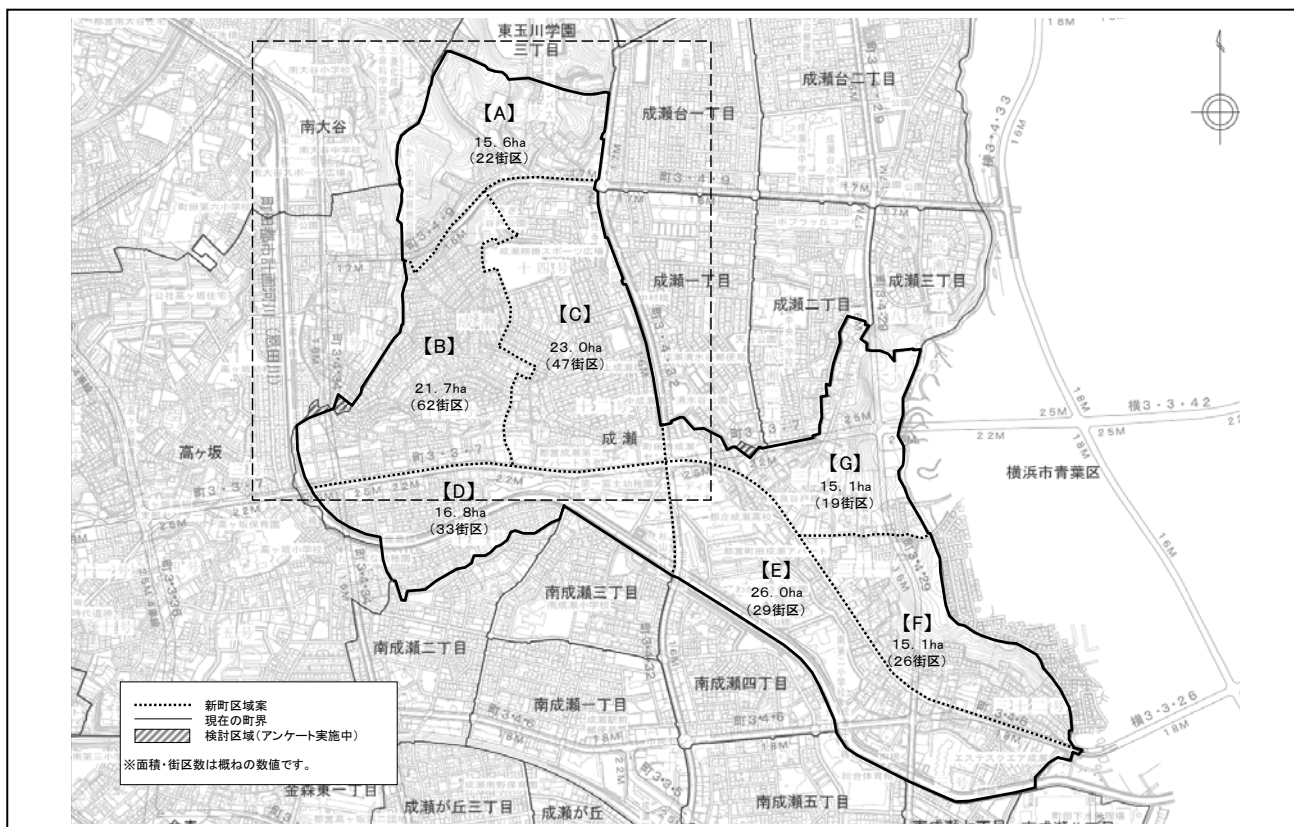


第3回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (成瀬地区) を開催しました

- ◆開催日時 2012年11月29日(木) 午後7時～8時30分
開催場所 成瀬センター ホール
- ◆対象 成瀬地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会、NPO 法人の代表
- ◆内容 新設する町の区域及び町の名称について以下の案で検討を行いました。
「□」内については、3つの案で検討を行いました。
D・E間については町の区域を再検討することとなりました。
- ◆次回 アンケートの結果の報告及び町の区域・名称について引き続き検討します。
【開催日時】
2012年12月10日(月) 午後7時～8時30分(成瀬地区のみ)



住居表示制度について

住所変更に伴う諸手続きについて

住居表示の実施に伴い住所が変更されると、色々なところに登録してある住所に関して、変更の手続きが必要となります。

手続きは、市や法務局で行うものと、お住まいの方や事業所に行っていただくものがあります。実施前に住所変更手続き等に関して、説明会の開催を予定しております。

○主な手続き一覧

『市』で手続きを行うもの	市が管理している公簿など 例：・住民基本台帳、戸籍など ・固定資産税課税台帳 ・国民健康保険被保険者台帳 ・選挙人名簿 ・児童手当など
『お住まいの方』や『事業所』で手続きを行うもの	保険、年金、医療など 例：・住民基本台帳カード（写真付のみ） ・身体障害者手帳など ・年金加入者（厚生年金・共済組合加入者及びその扶養者） ・年金受給者（共済年金） 各種免許、許可書、口座、保険など 例：・自動車運転免許証や国家資格など ・銀行口座、クレジットカードなど ・生命保険、医療保険など

○登記関係

『法務局』で手続きを行うもの	土地登記簿、建物登記簿の表題部の所在
『お住まいの方』や『事業所』で手続きを行うもの	不動産（土地・建物）の所有名義人の住所変更
『事業所』で手続きを行うもの	会社・法人などの登記の所在地変更 代表者等の住所変更

※封筒、名刺等の住所を記載するものを新たに作成する場合は、数量・変更時期などをご考慮ください。